

◎新潟県選挙管理委員会告示第105号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

令和4年9月9日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数

37,245

2 選挙権を有する者の総数の、80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

332,777

3 県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の3分の1の数

新潟市北区	20,487
新潟市東区	37,999
新潟市中央区	49,563
新潟市江南区	19,107
新潟市秋葉区	21,422
新潟市南区	12,384
新潟市西区	43,778
新潟市西蒲区	15,805
長岡市三島郡	75,546
上越市	52,578
三条市	26,884
柏崎市刈羽郡	24,160
新発田市北蒲原郡	30,679
小千谷市	9,703
加茂市南蒲原郡	10,730
十日町市中魚沼郡	16,953
見附市	11,229
村上市岩船郡	18,131
燕市西蒲原郡	24,387
糸魚川市	11,659
妙高市	8,801
五泉市東蒲原郡	16,848
阿賀野市	11,632
佐渡市	14,949
魚沼市	9,825
南魚沼市南魚沼郡	17,490
胎内市	8,017